

災害時相互応援協定を締結

- 社協のネットワークを活かす -

平成23年12月8日(木) 宮崎市内のホテルで宮崎県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)と県内26の市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)による、「災害時相互応援協定調印式」が行われました。同協定の締結は九州初で、今後、県内で地震や津波等の大規模災害が発生した場合、県内の社協が連携し、迅速かつ円滑に支援活動を行うことが期待されます。



これまでの災害の教訓から初動対応の迅速化と支援体制の確立を目指す

新燃岳の噴火災害や東日本大震災などでは、被災地の社協が緊急対応に追われて混乱し、初動対応や支援体制の確立が課題となりました。

協定の調印は、県と市町村にある社協のネットワークを活かして、被災地社協の支援の迅速化と体制整備を図ることが不可欠と再認識した県社協が各市町村社協に提案し実現したものです。

災害時相互応援協定とは

協定書では、災害発生時に県社協は被災地の情報を収集して、他の市町村社協に応援を要請。各市町村社協は災害救援活動に必要な職員の派遣や、車両や資機材の提供、災害ボランティアセンターの開設、運営などを支援します。こうした支援を迅速に行うため、「県社協及び市町村社協の連絡窓口」「応援要請の手続き」「応援の実施」「応援職員の指揮」「経費負担」「平常時の任務」などの規定を明文化しています。

協定のメリット

協定は、県社協と市町村社協が災害発生時に被災地社協の応援に駆け付ける仕組みを共有していることや、被災地社協への支援の迅速化や体制整備が図られることが大きなメリットです。

新燃岳噴火で被害を受けた高原町長で同社協の日高光浩会長は「社協の職員数は限られている。今回の協定で現場の対応が的確かつ迅速になる。住民の安心できる状況ができればいい。」と期待したほか、調印式に出席した多くの市町村社協の代表者からも同様の声が聞かれました。



協定書に調印する市町村社協の代表者

締結はスタート、今後の展開が大切

県社協はこの協定とは別に県内を7ブロックに分けた「ブロック社協間災害時相互応援に関する協定」を提案し、近隣社協同士の協定締結に向けた取組みを後押ししています。各ブロック内の市町村社協では災害時における実際の職員体制を検討し整備するなど、相互に連携し補完しあう取組みが期待されます。

このほかに県社協は市町村社協連絡協議会(小野和浩会長・えびの市社協事務局長)と協働し「市町村版災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定中で、今年度内の完成を目指しています。

これをもとに、今後各市町村社協のマニュアルづくりを支援するとともに、実際の災害時に各市町村社協が迅速に対応できるように、県社協実施の災害ボランティアセンター運営研修会や県総合防災訓練などで活用していく予定です。

このように、協定の締結は終わりではなく、これからこの協定をより実り多きものにしていくことが大切です。

これからも県社協と市町村社協が一体となった取組みを進め、被災地の復旧・復興を支援していく役割を果たしていきたいと思えます。



協定書を取り交わす県社協高橋博副会長と宮崎市協厚地安会長